

令和6年度 教育本部理事会

令和6年（2024年）2月13日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>全日本スキー技術選手権大会開催規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第11項に基づき、全日本スキー技術選手権大会（以下「技術選」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(主催及び主管)</p> <p>第2条 技術選は、本連盟が主催し、開催地の加盟団体及び実行委員会が主管し開催する。</p> <p>2 本連盟は、当該加盟団体及び実行委員会に、技術選開催準備並びに運営等の業務を委託する。</p> <p>(公示)</p> <p>第3条 技術選の開催期日及び場所は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(大会役員等)</p> <p>第4条 技術選を円滑に運営するため、大会役員、組織委員会、実行委員会、競技委員会及び裁定委員会（以下「ジュリー」という。）を設置する。</p> <p>2 大会役員は、教育本部理事会が選定した役員で構成し、大会会長（本連盟会長）が委嘱する。</p> <p>3 組織委員会は、技術選の運営に関することを所掌事務とし、教育本部理事会が選定し、大会会長が委嘱する。</p> <p>4 実行委員会は、技術選の総務・広報・財務等の非技術的事項を所掌事務とし、組織委員会が実行委員を承認し、組織委員長が任命する。</p> <p>5 競技委員会は、技術選の競技コート選定・準備・競技進行等の技術的事項を所掌事務とし、競技委員長・競技副委員長・競技係長・スタート係長・コート係長・統括審判長・審判長・セクレタリー・会場係長及び設備係長等で構成し、組織委員会が競技委員を選定し、組織委員長が任命する。</p> <p>6 ジュリーは、競技会の技術的問題の解決を図ることを所掌事務とし、技術代表（以下「TD」という。）・アシスタントTD・コーディネーター・競技委員長・競技副委員長・審判長・競技係長及びコース係長等で構成し、組織委員会がジュリー委員を選定し、組織委員長が任命する。</p> <p>7 競技委員会の委員の配置、所掌事務や技術選競技規則等は、技術選運営マニュアル及び技術選競技規則等に定める。また、現地事情を考慮し実行可能な範囲で兼任や、必要に応じた役職を追加することができる。</p> <p>(会期)</p> <p>第5条 技術選の会期は、開会式及び閉会式を含めて5日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。</p> <p>(競技方法及び競技規則)</p> <p>第6条 技術選の競技は、予選、決勝、スーパーファイナル（以下「S F」という。）を行うことを原則とする。</p> <p>(出場資格)</p> <p>第7条 技術選の出場者は、次の各号に掲げる内容を満たし</p>	<p>全日本スキー技術選手権大会開催規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第11項に基づき、全日本スキー技術選手権大会（以下「技術選」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(主催及び主管)</p> <p>第2条 技術選は、本連盟が主催し、開催地の加盟団体及び実行委員会が主管し開催する。</p> <p>2 本連盟は、当該加盟団体及び実行委員会に、技術選開催準備並びに運営等の業務を委託する。</p> <p>(公示)</p> <p>第3条 技術選の開催期日及び場所は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(大会役員等)</p> <p>第4条 技術選を円滑に運営するため、大会役員、組織委員会、実行委員会、競技委員会及び裁定委員会（以下「ジュリー」という。）を設置する。</p> <p>2 大会役員は、教育本部理事会が選定した役員で構成し、大会会長（本連盟会長）が委嘱する。</p> <p>3 組織委員会は、技術選の運営に関することを所掌事務とし、教育本部理事会が選定し、大会会長が委嘱する。</p> <p>4 実行委員会は、技術選の総務・広報・財務等の非技術的事項を所掌事務とし、組織委員会が実行委員を承認し、組織委員長が任命する。</p> <p>5 競技委員会は、技術選の競技コート選定・準備・競技進行等の技術的事項を所掌事務とし、競技委員長・競技副委員長・競技係長・スタート係長・コート係長・統括審判長・審判長・セクレタリー・会場係長及び設備係長等で構成し、組織委員会が競技委員を選定し、組織委員長が任命する。</p> <p>6 ジュリーは、競技会の技術的問題の解決を図ることを所掌事務とし、技術代表（以下「TD」という。）・アシスタントTD・コーディネーター・競技委員長・競技副委員長・審判長・競技係長及びコース係長等で構成し、組織委員会がジュリー委員を選定し、組織委員長が任命する。</p> <p>7 競技委員会の委員の配置、所掌事務や技術選競技規則等は、技術選運営マニュアル及び技術選競技規則等に定める。また、現地事情を考慮し実行可能な範囲で兼任や、必要に応じた役職を追加することができる。</p> <p>(会期)</p> <p>第5条 技術選の会期は、開会式及び閉会式を含めて5日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。</p> <p>(競技方法及び競技規則)</p> <p>第6条 技術選の競技は、予選、決勝、スーパーファイナル（以下「S F」という。）を行うことを原則とする。</p> <p>(出場資格)</p> <p>第7条 技術選の出場者は、次の各号に掲げる内容を満たし</p>	

<p>ていなければならない。また、出場資格は開催要項に明示しなければならない。</p> <p>(1) 日本選手の出場資格</p> <p>①当該大会開催年度の本連盟会員登録を行い、会員登録料の決済を完了している者</p> <p>②当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者。ただし、各選考会に出場して予選通過し、加盟団体長が認めたものについては、この限りではない</p> <p>③大会申込時までに、SAJスキー級別テスト1級以上を有している者</p> <p>④代表選手選出方法は選考会の開催要項に明示し、その選出方法により加盟団体長から推薦を得た者</p> <p>⑤各保険会社のスキー傷害保険に加入している者</p> <p>⑥ただし、前号②～④の条件を満たしていない者であっても、選手の実績、資質、貢献度などにより選考委員会が判断し、各加盟団体の責任のもと加盟団体長が認めたものは、出場資格を有する。この場合、選考会の開催要項に選考内容が明示してあること、その理由を大会参加申込みまでに本連盟に報告すること及び選考理由についての説明責任をもつこと</p> <p>(2) 日本国籍を有する者以外の出場資格 必要に応じ別途大会要項で定める</p> <p>(3) オープン参加資格</p> <p>①当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者</p> <p>②大会申込時までに、SAJスキー級別テスト1級以上と同等の技術を有する者</p> <p>③本連盟教育本部長が認めた者</p> <p>④各保険会社のスキー傷害保険に加入している者 (出場者数)</p> <p>第8条 技術選に出場できる選手数は、男女別に、別に定める当該年度の加盟団体出場枠による。</p> <p>2 技術選の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が決勝の出場権を得る。</p> <p>3 技術選の決勝の合計得点により別に定められた順位の者がS Fの出場権を得る。 (成績順位の決定)</p> <p>第9条 <u>総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第10条 技術選の実行委員会は、当該大会の進行状況について本連盟が求めた場合は適宜報告しなければならない。</p> <p>(表彰)</p> <p>第11条 技術選の表彰は総合成績男子10位、女子6位とし、新人賞は初参加でS F進出者の内最上位男女各1名とする。 同点の場合、S Fの合計得点の上位者を選出、それでも決定しない場合は、S Fの最高得点が高い者とし、同点の場合は決勝競技の最高得点が高い者、それでも同点の場合は予選の最高得点が高い者とする。それでも決定しない場合</p>	<p>ていなければならない。また、出場資格は開催要項に明示しなければならない。</p> <p>(1) 日本選手の出場資格</p> <p>①当該大会開催年度の本連盟会員登録を行い、会員登録料の決済を完了している者</p> <p>②当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者。ただし、各選考会に出場して予選通過し、加盟団体長が認めたものについては、この限りではない</p> <p>③大会申込時までに、SAJスキー級別テスト1級以上を有している者</p> <p>④代表選手選出方法は選考会の開催要項に明示し、その選出方法により加盟団体長から推薦を得た者</p> <p>⑤各保険会社のスキー傷害保険に加入している者</p> <p>⑥ただし、前号②～④の条件を満たしていない者であっても、選手の実績、資質、貢献度などにより選考委員会が判断し、各加盟団体の責任のもと加盟団体長が認めたものは、出場資格を有する。この場合、選考会の開催要項に選考内容が明示してあること、その理由を大会参加申込みまでに本連盟に報告すること及び選考理由についての説明責任をもつこと</p> <p>(2) 日本国籍を有する者以外の出場資格 必要に応じ別途大会要項で定める</p> <p>(3) オープン参加資格</p> <p>①当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者</p> <p>②大会申込時までに、SAJスキー級別テスト1級以上と同等の技術を有する者</p> <p>③本連盟教育本部長が認めた者</p> <p>④各保険会社のスキー傷害保険に加入している者 (出場者数)</p> <p>第8条 技術選に出場できる選手数は、男女別に、別に定める当該年度の加盟団体出場枠による。</p> <p>2 技術選の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が決勝の出場権を得る。</p> <p>3 技術選の決勝の合計得点により別に定められた順位の者がS Fの出場権を得る。 (成績順位の決定)</p> <p>第9条 <u>総合成績は、成立した予選・決勝・S F種目の合計得点(以下「総合得点」という)の多い順とする。予選、決勝またはS F種目のうち、不成立種目があった場合の順位決定は、組織委員会の判断に委ねる。総合得点が同点の場合、成立したS F種目の合計得点が高い者を上位とし、それでも決定しない場合は成立した最終種目の得点が高い者とし、それでも決定しない場合はさらに一つ前に成立した種目の得点が高い者とし、それでも決定しない場合は同順位とする。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第10条 技術選の実行委員会は、当該大会の進行状況について本連盟が求めた場合は適宜報告しなければならない。</p> <p>(表彰)</p> <p>第11条 技術選の表彰は、<u>総合成績の男子10位タイ、女子6位タイまでを表彰対象</u>とし、新人賞は初参加でS F進出者の内最上位男女各1名とする。 (規程の改廃)</p> <p>第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p>	<p>第9条の文言変更</p> <p>文言変更</p>
---	--	-----------------------------

<p>は同順位とする。 (規程の改廃) 第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成 7年10月13日 制定 平成13年 9月28日 改正 平成14年11月 5日 改正 平成15年11月 7日 改正 平成16年11月 2日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成25年 7月 9日 改正 平成27年 7月14日 改正 平成29年 7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和元年 1月27日 改正 令和元年12月11日 改正 令和 2年 7月 8日 改正 令和 3年12月21日 改正 令和 5年12月20日 改正</p>	<p>平成 7年10月13日 制定 平成13年 9月28日 改正 平成14年11月 5日 改正 平成15年11月 7日 改正 平成16年11月 2日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成25年 7月 9日 改正 平成27年 7月14日 改正 平成29年 7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和元年 1月27日 改正 令和元年12月11日 改正 令和 2年 7月 8日 改正 令和 3年12月21日 改正 令和 5年12月20日 改正 <u>令和 6年 2月13日 改正</u></p>	
---	---	--